

○委員長(福岡資麿君) 以上で高階さんの質疑は終わります。

○はたともこ君 国民の生活が第一のはたともこでございます。

まず、樽床大臣に被災地の固定資産税の課税免除について伺いたいと思います。

先日、私が北海道でお会いした方から伺ったことなのですが、その方の御実家のある宮城県気仙沼市に家屋と工場を津波で被災された方がいらっしゃるしまして、その方は、平成二十三年度は固定資産税の課税は全額免除になったのですが、平成二十四年度は二分の一課税になってしまったということでございます。しかし、まだ収入が全く回復しておらず大変困っておられるというお話でございました。そこで総務省の担当者の方に説明を求めましたところ、本日配付をさせていただいております資料の③、④、⑤、三ページ目以降ですが、これをいただいたわけでございます。

まず、資料の③、三ページ目を見ていただきたいのですが、津波被災地区も平成二十四年度も課税免除を原則継続ということになっていますが、平成二十五年以降も是非この固定資産税の課税免除を継続すべきであると私は思いますが、樽床大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(樽床伸二君) 平成二十五年以降につきましてはこれから政府税調でしっかり議論をしていきたいと、このように思っておりますが、現場の皆さん方のいろいろなお声、実情というものをしっかり踏まえながら、しっかりと税調で議論させていただいて適切な対応をしていきたいと、このように思っております。

○はたともこ君 では、総務省に伺います。

資料の④、⑤、四ページ目以降ですが、この内容は、昨年十二月十四日付けの総務省自治税務局長通知によるものですが、この通知によって、平成二十三年度には課税免除であったのに、平成二十四年度になって二分の一課税となってしまう人たちがいらっしゃいます。

総務省が現段階で把握しているもので結構ですので、二分の一課税となった方の件数と、その合計の課税金額を教えてください。

○政府参考人(株丹達也君) 御答弁申し上げます。

税の関係で、数字、税額等につきましては通常は決算を打ってから調査をいたしますけれども、今大臣答弁申し上げましたように、この問題につきましてはこれから政府税調等で御審議を賜るということでお願いをいたしまして、現時点での数字を出していただいております。

私ども今の時点で承知をしておりますのは、十六の市町村で今先生がお尋ねになりました二分の一の減額特例、現実に実施をしておるというふうに承知をしております。土地と家屋、二つに分かれてございますけれども、それぞれ申し上げますと、納税義務者の方の数についてはおおむね一万四千人ずつぐらい、そして減収の額でございますが、土地につきましては四億一千万円、家屋につきましては約五億円ということでございます。

○はたともこ君 では、樽床大臣に伺いたいと思いますが、この総務省の通知によって二分の一課税となってしまうケースでも、全体の復旧復興が進まず、土地の利用も十分にできず、収入も回復していないにもかかわらず、二分の一課税となってしまう方が現にいらっしゃるわけでございます。今言われておりますいわゆる流用予算と比べれば、今、先ほど答弁がございましたが、決して大きな金額、九億円になりますか、ではないと思います。せめて収入が回復して固定資産税を負担できるようになるまでは全額課税免除とすべきであると私は思いますが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(樽床伸二君) それぞれの地域の実情がなかなかこの東京からは、それをつぶさに正確に把握することというのはなかなか難しいと、これは誰も想像できるとおりであります。

よって、そのような例がいろいろあるだろうということも考えながら、そういった二分の

一に減免のところは、その収入状況とかその土地の状況、全体の状況等々を見て個別に勘案しながら市町村長が、正確に言いますと、地方税法第三百六十七条に基づいて個別に減免措置を講ずることも可能であると、このようなことがございますので、それぞれの一番よく実情を御存じの市町村において、この地域はこれは厳しいという御判断があればそれぞれの市町村長の下で更なる減免措置を個別にやっていただければよろしいのではないかと、このように思っております。

○はたともこ君 では、平野復興大臣に同じ質問をさせていただきたいと思えます。

収入が回復していない、収入が回復するまでは固定資産税の課税が全額免除となるように復興庁としても御配慮をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(平野達男君) これは、ただいま総務大臣からも御答弁がありましたけれども、地方税法においては、納税義務者の収入状況などを個別に勘案して市町村長が第三百六十七条に基づく個別に減免措置を講ずることも可能となっているところであります。

このような措置を各市町村の現場で適切に講じていただくことで被災者の現場に応じた対応を行い、一日でも早い復旧復興に進むことを期待しているということでございまして、ここは総務省ともしっかり連携しながら対応をしていきたいというふうに思っております。

○はたともこ君 是非、前向きによりしくお願いいたします。

では、次に財務大臣に伺いたいと思えます。

報道等で復興予算の流用ではないかと取り上げられております主な事業は十二件あるということでございますが、財務大臣、これらの十二件は全て復興の基本方針にのっとったものとして財務省が査定をし、適正だと認めたものであるという認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣(城島光力君) 第三次補正予算の編成に当たりましては、我が国最優先の課題といたしまして東日本大震災からの復旧復興への取組を進めていくために、東日本大震災からの復興の基本方針、今御指摘ありましたけれども、基本方針に沿って、かつ真に復興に資するものに重点化し要求を行うという総理の指示の下に各省大臣が要求したものであるというふうに認識をいたしております。

これらにつきましては、極めて短期間のうちに大規模な予算を編成することを余儀なくされていた中で、緊急性と即効性といったことを精査の上に復興予算として計上したものであるというふうに認識をしております。

○はたともこ君 では、国税庁に伺いたいと思えます。

この十二件の中に財務省所管として国税庁施設費、平成二十三年度第三次補正予算十二億円というのがありますが、これは復興基本法と復興の基本方針のどの部分に根拠があるのかを説明してください。

○政府参考人(西村善嗣君) お答え申し上げます。

平成二十三年度三次補正予算に計上の国税庁施設費十二億円につきましては、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念におけます、地震その他の天変地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策に合致するものでございます。

さらに、東日本大震災からの復興の基本方針の「実施する施策」におけます「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」及び「今後の災害への備え」におけます「首都直下地震等の対策を検証するとともに、庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図る。」などに合致するものであると考えております。

○はたともこ君 では、財務大臣に伺います。

配付資料の①、②、一ページ目、二ページ目でございますが、復興特会関係予算に関する資料でございますが、この特別会計のうち復興庁予算以外の部分、つまり左側

に書いてあります全国防災、各省、独法等の研究費、施設費等、その他というところがございますが、ここに書かれているものの中に、被災地と直接関係のない、今回流用と言われて問題となっているものがあると思っております。

私は、これらの予算はこの復興特別会計から切り離して一般会計とすべきであるというふうに考えておりますが、財務大臣の御見解を伺いたいと思います。

○**国務大臣(城島光力君)** 平成二十五年度の予算編成におきましては、大震災の発災から既に一年半以上経過しております。したがって、先日の復興推進会議における総理の御指示に基づいて、大震災から現在までの諸情勢の変化を踏まえつつ被災地の復旧復興が最優先だと、こういった考え方の下で緊急性や即効性と、この観点から事業の必要性を厳しく精査していく必要があるというふうに思っております。

なお、全国防災事業等は元々、復興基本法等で被災地以外でも事業を行うことが想定されているものでありますが、今後の具体的な取扱いにつきましては二十五年度予算編成で、関係法令等の規定やあるいは国会での議論あるいは行政刷新会議におけるチェックなどを踏まえつつ検討を進めてまいりたいと思っております。

○**はたともこ君** では、平野復興大臣に伺います。

先ほど申し上げましたこの復興特別会計の中の全国防災というものは修正前の政府提案の復興基本法案にはないもので、議員修正され、三党合意によって成立した基本法とそれに基づく基本方針によって出てきた内容だと私は思っておりますが、平野大臣の御見解はいかがでしょうか。

○**国務大臣(平野達男君)** この図、平成二十四年度復興特別会計予算額ですから、これは復興基本法あるいは東日本大震災からの復興の基本方針、これを踏まえたものの予算であるということはそのとおりであります。

○**はたともこ君** 続いて平野大臣に伺います。

野田総理は十六日の復興推進会議の場で、被災地の復興を最優先にするようにと指示を出されたと聞いております。大臣、私はこの際、復興の基本方針を被災地最優先に改定すべきである、さらに、必要があれば復興基本法の改正も行うべきであると思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○**国務大臣(平野達男君)** 例えば二十三年度補正予算等々に計上されたサプライチェーン、先ほど様々な御議論がございましたけれども、あの当初の中では、日本経済の底割れがないように、あるいは寸断されたサプライチェーンを復活させるために予算が必要だということでの予算計上がされました。しかし、今、一年半以上経過しまして、その懸念は大分遠のいておまして、そういったものの予算の計上は必要なくなっております、これは被災地は除いてという話になりますが。

それから、全国防災につきましても、これはやはり財源等の問題、枠等々の問題からやはり考えなくちゃならないというふうに私自身は思っております。しかし、当初から終始一貫してあるのは、被災地が最優先ということでは一貫しておまして、それは今の東日本大震災の復興の基本方針にもその方針でここに書かれているというふうに思っています。

ですから、私は基本方針そのものの改定というのは必ずしも必要ではないというふうに思っています。ただ、総理の言った復興に最優先、この指示に従っての復興、被災地優先の予算については、これはしっかり取り組まなければならないというふうに考えております。

○**はたともこ君** では、次に岡田副総理に伺いたいと思います。

行政刷新担当大臣として新事業仕分をなさるそうですが、復興予算については平成二十五年度予算、平成二十四年度予算、平成二十三年度第三次補正予算も仕分の対象とされるのでしょうか、教えてください。

○**国務大臣(岡田克也君)** 今度、十一月の半ばに新仕分ということで公開の中で幾つかのものを取り上げたいというふうに考えております。これは来年度の予算を作るに当

たって行うものでありまして、そういう意味では二十四年度に実施されたもの、二十三年度補正に実施されたものは含まれますが、既に事業として終了しているもの、つまり来年度要求されていないものは基本的には対象外というふうに考えております。

○はたともこ君 岡田副総理、先ほど平野大臣にも伺いましたが、政府提出の復興基本法案が三党合意により議員修正されたために全国防災など流用と言われている問題予算が生じたと私は考えておりますが、この点について岡田副総理の御見解を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(岡田克也君) 現在のこの全国防災を含んだ法律が三党を中心に議員間で議論して作られたものであるということはそのとおりであります。当初の政府案というものは被災地に対するものであった、そこは考え方が変わったということは言えると思います。

○はたともこ君 済みません、前後しましたが、岡田副総理、その仕分の際に野田総理が示されました被災地最優先が仕分の基準となるのかどうか教えてください。

○国務大臣(岡田克也君) これは総理の御指示であり、そしていろんなことを考えましても、当然、来年度予算を編成するに当たって被災地に最優先で考えていくというのは当然のことだと考えております。

○はたともこ君 もう一度岡田副総理に伺います。

復興推進会議において野田総理が被災地最優先との指示を出されたわけですから、復興の基本方針を改定するか、あるいは、少なくとも新たな追加的な方針を内閣として決定すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(岡田克也君) ここはいろんな考え方あると思います。今の基本方針の枠の中で、その中でも特に重点を置くべきだということで総理の御指示が出たというふうに考えることはできるというふうに思います。

あと、全国防災のようなものをどう考えていくのかと。これを全くなしにするのか、それともそれはそれで一定の必要性があるものについては認めていくのかと、そういうことについてやはり少し議論が必要ではないかと、国会でも是非御議論いただきたいと思うんですが、全くそういうものを認めないということになれば少し基本方針とは変わってまいりますので、そこはまた議論が要るのかなというふうには思いますけれども、そういうことについてはまだはっきりとは決めていないというのが現状ではないかというふうに思っております。

○はたともこ君 まとめたいと思います。

私は、自民党と公明党の修正要求の結果、三党合意によって成立した復興基本法そのものに今回の復興予算流用問題の原因があると考えております。同様に、自公修正要求による三党合意で成立した消費税増税による社会保障と税の一体改革関連法の附則十八条の二、事前防災、減災条項も今回のように予算流用の原因になるのではないかと、消費税増税が社会保障だけに使われるということにはならないのではないかとこの危惧の念を抱いております。

このことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長(福岡資麿君) これにてはたともこさんの質疑を終了いたします。